論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

（登録施設介護支援の人員基準について）

■　登録施設介護支援の人員基準については、居宅介護支援と同様に介護支援専門員を配置することに加え、地域生活相談を行うための人員（地域生活相談員）を配置することとしつつ、介護支援専門員との兼務を認めることとしてはどうか。

■　地域生活相談員を別途配置する場合の資格要件については、介護支援専門員に加え、他サービスの生活相談員と同様に、社会福祉主事（社会福祉法第２９条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）等の資格を有する者としてはどうか。

■　また、管理者の要件については、居宅介護支援と同様としてはどうか。

■　なお、登録施設介護支援は、既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることから、人員の算定については、併せて実施する居宅介護支援事業所の人員と一体的に取り扱うこととしてはどうか。

（登録施設介護予防支援の人員基準について）

■　登録施設介護予防支援の人員基準については、介護予防支援と同様に、地域包括支援センターの設置者である場合は、事業所ごとに介護支援専門員等の担当職員を１人以上配置、指定居宅介護支援事業者である場合は、事業所ごとに介護支援専門員を１人以上配置することに加え、地域生活相談を行うための人員（地域生活相談員）を配置することとしつつ、介護支援専門員等との兼務を認めることとしてはどうか。

■　地域生活相談員を別途配置する場合の資格要件については、登録施設介護支援と同様としてはどうか。

■　また、管理者の要件については、介護予防支援と同様としてはどうか。

■　なお、登録施設介護予防支援は、既存の介護予防支援事業者が併せて担うことが想定されることから、人員の算定については、併せて実施する介護予防支援事業所の人員と一体的に取り扱うこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「登録施設介護支援・登録施設介護予防支援」 p.30 より抜粋

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準（案）

1　定義（サービス内容）

○　登録制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く）において、要介護者及び要支援者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、以下の①及び②の支援を一体的に提供すること。

①　要介護者等の心身の状況、置かれている環境、要介護者等や家族の希望等を勘案してケアプランを作成し、当該ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整等を行う

②　登録有料老人ホームとの連絡調整により、ケアプラン作成や適切なサービス提供の確保に資する情報収集や、地域との連携等の地域生活相談を行う

2　人員基準

＜介護＞

○従業者：介護支援専門員を常勤で１人以上配置（利用者４４人：介護支援専門員１人を基準）※ケアプランデータ連携システムを利用する場合は４９：１

地域生活相談員（※）を１人以上配置（ただし、介護支援専門員が兼務することも可）

（※）地域生活相談員は、介護支援専門員又は社会福祉主事等の資格を有することを要件とする

○管理者：事業所ごとに実務経験５年以上の常勤専従の介護支援専門員を配置（居宅介護支援と同様）

＜予防＞

○従業者：地域包括支援センターの設置者である場合･･･事業所ごとに担当職員（※）を１人以上配置

（※）①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事　のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。

指定居宅介護支援事業者である場合･･･事業所ごとに介護支援専門員を１人以上配置

共通：地域生活相談員を１人以上配置（ただし、介護支援専門員その他の担当職員が兼務することも可）

（※）地域生活相談員は、介護支援専門員又は社会福祉主事の資格を有することを要件とする

○管理者：地域包括支援センターの設置者である場合･･･事業所ごとに常勤専従の者を配置

指定居宅介護支援事業者である場合･･･介護の場合と同様。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「登録施設介護支援・登録施設介護予防支援」 p.34 より抜粋

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

論 点

（登録施設介護支援の人員基準について）

■　改正後の介護保険法第８５条の５第１項において、「指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。」とされているが、既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることを踏まえつつ、同法第８条第２４項第２号のロに規定する「地域住民等の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助」（地域生活相談）を行うための人員や管理者の要件といった人員基準についてどのように考えるか。

（登録施設介護予防支援の人員基準について）

■　改正後の介護保険法第１１５条の３１の４第１項において、「指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定登録施設介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。」とされているが、既存の居宅介護支援事業者や地域包括支援センターが併せて担うことが想定されることを踏まえつつ、同法第８条の２第１７項第２号のロに規定する「当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助」（地域生活相談）を行うための人員や管理者の要件といった人員基準についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「登録施設介護支援・登録施設介護予防支援」 p.28 より抜粋